

事務局説明資料

2020年7月16日

中小企業庁

目次

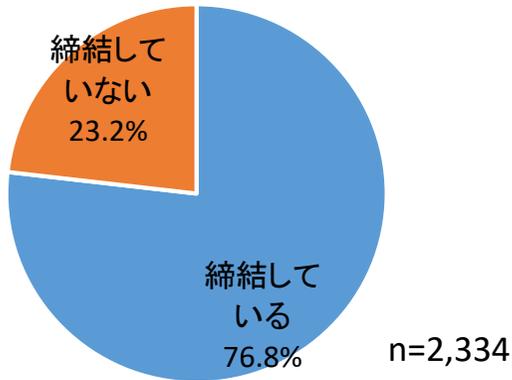
1. 中小企業への取引条件の「しわ寄せ」防止	p.2
2. 多様な主体の中小企業政策上の位置づけ	p.5
3. 中小企業政策の考え方の整理	p.11
4. M&Aを通じた成長	p.20
5. ご議論頂きたい事項	p.31

1. 中小企業への取引条件の「しわ寄せ」防止

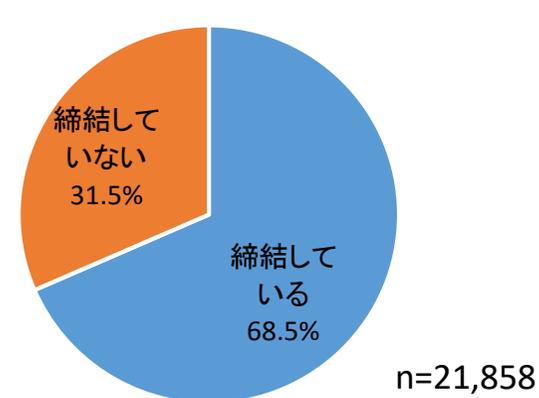
取引における契約書締結状況

- 契約書の締結状況について、発注側事業者は「締結している」との回答が8割なのに対して、受注側事業者で7割となっている。
- 資本金規模が小さい発注側事業者の方が「締結していない」割合が多い。

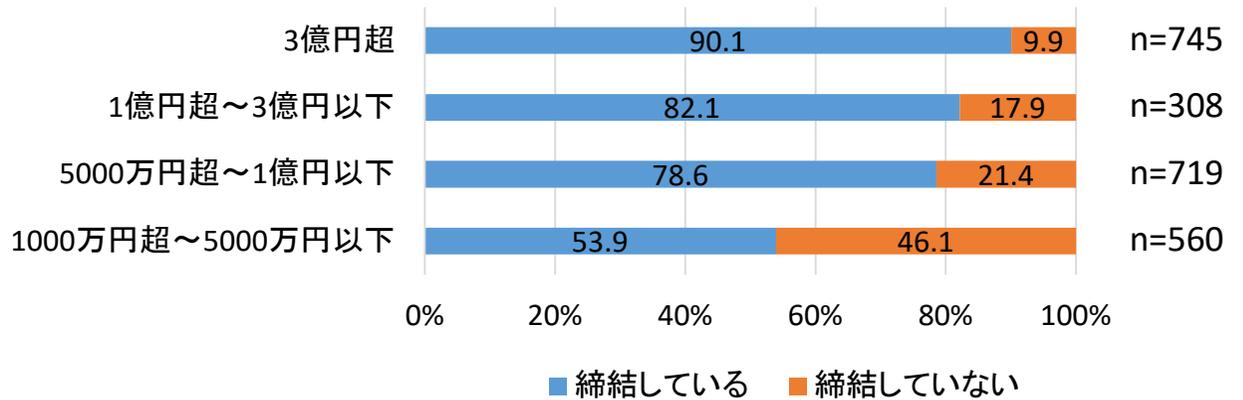
契約書の締結（発注側の回答）



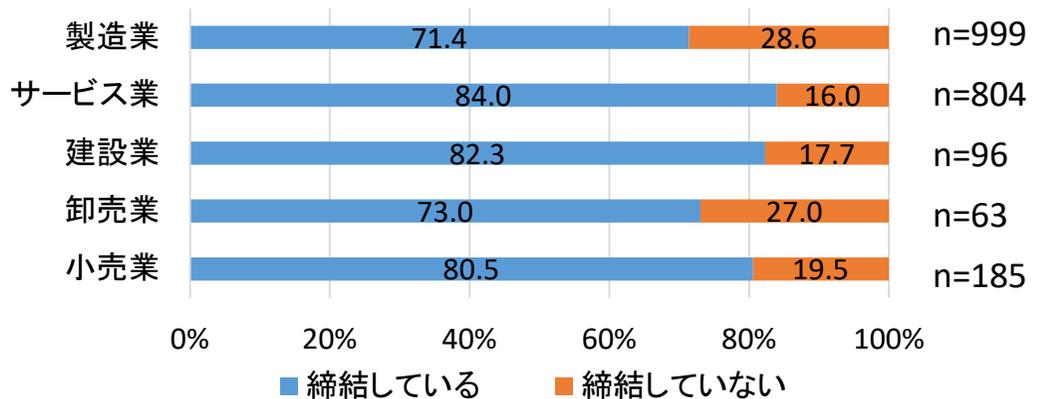
契約書の締結（受注側の回答）



契約書の締結（発注側・資本金規模別）



契約書の締結（発注側・業種別）



取引条件の「しわ寄せ」に関する事業者の声

- 下請法の規制が及ばない取引で課題があるという声がある。
また、新型コロナの影響で、契約書のない取引でしわ寄せが生じている。

- ✓ 取引先が大手車両メーカーの子会社で、原価低減要請が厳しいが、3億円以上から3億円未満に減資したため資金区分の関係から下請法対象外となった。
- ✓ 収録まで済んでいた番組が途中で中止となったため、それまでにかかった経費が資本金1000万円の取引先から支払われていない。
- ✓ 主に鉄鋼メーカーが溶鋼時に使用する補助剤・副資材について、汎用性はなく取引先毎の要求仕様で製造するオーダーメイド品であるが、取引先が自家消費するために下請法の適用範囲外とされ、通常と違う支払い条件となっている。

- ✓ 新型コロナの影響でイベントが中止となったが、発注事業者からキャンセル料が全く支払われない。当初の契約書はなし。口頭での委託契約のみ。

2. 多様な主体の中小企業政策上の位置づけ

中小企業支援の対象

● どのような法人形態を支援の対象とするかについて、統一的な整理がない。

分類	支援内容	会社	個人事業	事業協同組合	NPO法人	医療法人	社会福祉法人	一般社団法人	公益社団法人	公益財団法人	一般財団法人	学校法人	農事組合法人	士業法人
補助金	ものづくり補助金	○	○	○	○※1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	持続化補助金	○	○	×	○※1	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	IT導入補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害支援	グループ補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自治体連携型補助金	○	○	△※5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△※5
	持続化給付金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融支援	日本公庫（中小事業）	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	日本公庫（国民事業）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	信用保証協会	○	○	○	○	○	△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	×	×	○
法律	中小企業基本法	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	中小企業等経営強化法	○	○	○	△※3	△※3	△※3	×	×	×	×	×	×	○
	地域未来投資促進法	○	○	○	○	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	△※4	○

※1：法人税法の収益事業を行う場合（認定特定非営利活動法人は除外）は対象。 ※2：医業を主たる事業とする法人であれば対象。
 ※3：「中小企業者」には含まれないが「中小企業者等」に含まれる。 ※4：「中小企業者」には含まれないが、地域経済牽引事業の申請は中小企業者以外も可能。
 ※5：自治体の制度設計による。
 ※6：組織形態に着目した他の支援措置（社会福祉法人：福祉医療機構の融資、農業：日本公庫（農林事業）の融資）があることに留意。
 ※7：上記のほか、各種組合も存在。

事業形態ごとの営利性等に関する比較

- 事業形態ごとに営利目的に関する制限、剰余金の配当の可否、非課税の扱いの有無、法人税率について整理すると以下のとおり。

	会社	個人事業	事業協同組合	NPO法人	医療法人	社会福祉法人	一般社団／財団法人	公益社団／財団法人	学校法人	農事組合法人	士業法人
営利目的※1	○	○	○	△	△	△	○	△	△	○	○
剰余金の配当	○	○	○	×	×	×	× (※2)	×	×	○	○
非課税の扱い (非収益事業) ※3	×	×	×	○	× (※4)	○	× (※5)	○	○	×	×
法人税率 (年所得800万円以下)	23.2% (15%) (※6)	所得税	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%) (※6) (※7)	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%) (※8)	23.2% (15%) (※6)

※1：法人等が行う事業等に関してなら制限がかかっていないものは○、主目的事業等の実施に支障を及ぼす恐れがない場合等、一定の制限があれば△としている（NPO法人の場合、「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。」「特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。」とされている。）。

※2：剰余財産の分配は可能。

※3：法人税法上の34業種の収益事業のみに課税（寄附金や助成金には課税しない）されるものは○としている。

※4：特定医療法人の場合は○となる。

※5：非営利型一般法人の場合は○となる。

※6：資本金もしくは出資金が1億円超の場合、所得の額にかかわらず23.2%。

※7：特定医療法人の場合は19%（15%）。

※8：協同組合とみなされる場合に限る。

NPO法人を対象とする支援制度（1/2）

- NPO法人を対象としている支援制度として、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画、信用保証制度や、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）が存在。

経営力向上計画 （中小企業等経営強化法）

地域経済牽引事業計画 （地域未来投資促進法）

制度概要・目的

- 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であって、現に有する経営資源又は他の事業者から取得・提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図る。

- 自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する。

NPO法人 特有の要件

- 従業員数2000人以下（医業・歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人も同様）
- ※ 中小企業等経営強化法上、中小企業者には該当しないが、中小企業者等に該当し、経営力向上計画の認定の支援の対象となる。

- 従業員数300人以下（小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）
- ※ 上記規模を超えるNPO法人や医療法人等は、地域未来投資促進法上、中小企業者には該当しないが、地域経済牽引事業計画の承認の対象となる。

実績

- 令和2年4月末時点で、50件認定（うち医療・福祉23件、教育・学習支援業5件（全104,278件認定））

- 令和2年6月末時点で、4件（主たる事業者として1件、共同事業者として3件）

NPO法人を対象とする支援制度（2/2）

信用保証制度 (中小企業信用保険法)

ものづくり補助金

制度概要・目的

- 中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、信用保証協会が、中小企業の金融機関からの借入に対して保証を行い、返済が滞った際には債務の支払いを実施。さらに、当該債務の保証につき、日本政策金融公庫が保険を引受ける制度（信用補完制度）によって、中小企業の振興を図る。

- 中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。

NPO法人 特有の要件

- 従業員数300人以下（小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）

- 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- 従業員数が300人以下であること。
- 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34業種）を行う特定非営利活動法人であること。
- 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- 交付決定時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。

実績

- 令和2年5月末時点で、3,644件

- 令和2年7月現在、NPO法人の採択実績なし（平成31当初予算事業において、連携先として1件）

NPO法人等を支援対象とする法律における整理

- NPO法人等を支援対象としている中小企業等経営強化法、地域未来投資促進法、中小企業信用保険法においては、法人に①営利目的に関する一定の制限があること、②剰余金の配当を行うことができないことをもって当該法人を支援対象外とはしないという整理を行っている（※）。

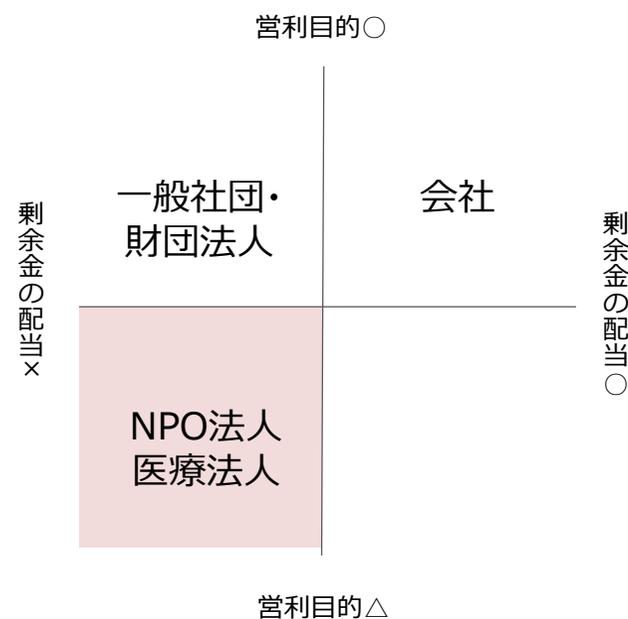
※支援対象とするかの判断に際しては、事業性、社会的位置づけ、支援ニーズ等について総合的に検討。

「非営利」に関する整理

1 営利目的に関する一定の制限が存在

2 剰余金の配当が不可

NPO法人等の位置づけ



3. 中小企業政策の考え方の整理

中小企業基本法の改正の経緯

基本理念・基本方針

定義の変更

1963年

- 大企業と中小企業との二重構造の問題に対応
- 経済的・社会的制約による不利の是正
- 中小企業者の自主的な努力を助長

1973年

1999年

(基本理念の改定)

- 中小企業の多様で活力ある成長発展
- (基本方針の追加)
- 経営の革新及び創出の促進
 - 中小企業の経営基盤の強化
 - 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

2013年

(基本理念を追加)

- 小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定
- 「施策の方針」に小規模企業の活性化を明記

—

- 資本金基準を引上げ
- 業種を細分化し、卸売業、小売業・サービス業を追加

- 資本金基準を引上げ
- 業種を細分化し、小売業とサービス業を分割

変更なし

中小企業基本法制定（1963年）の趣旨

- 中小企業基本法制定の趣旨は、中小企業の経済的社会的制約から生じる不利を是正するとともに、中小企業の成長発展を図るため、今後の中小企業の進むべき新たな道を明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すことであるとされていた。

前文

わが国の中小企業は、鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた。われらは、このような中小企業の経済的社会的使命が自由かつ公正な競争の歴史を基調とする経済社会において、国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとって、今後とも変わることなくその重要性を保持していくものと確信する。

しかるに、近時、企業間に存在する生産性等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上にとって大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と経済の著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に小規模企業の従業者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図ることは、中小企業の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して国民経済の均衡ある成長発展を生成しようとするわれら国民に課された責務である。

ここに、中小企業の進むべき新たなみちを明らかにし、中小企業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

1999年改正のポイント

- 1999年改正時には、それまでの「画一的な弱者」という中小企業像を払拭し、中小企業を我が国経済の基盤を形成するものと位置づけた上で、政策理念・目的等について抜本的な改正を行った。

1963年制定時

政策理念

- 格差の是正

政策目的

- 生産性の向上（中小企業構造の高度化）
- 取引条件の向上（事業活動の不利の補正）

画策する対象点を

- 企業間格差の底辺構造に位置すること（事業活動の結果として存在する事後的な格差に着目）
- 格差の是正能力の有無

- 格差及びその是正能力の有無は企業規模によって変化

1999年改正時

- 多様で活力ある独立した中小企業者の育成・支援

- 経営基盤の強化
- 創業・経営革新に向けての自助努力支援
- セイフティネット

- 成長・発展を図る上で必要となる経営資源へのアクセスの困難性の有無（市場において営業活動を展開するに際してのイコルフットイング確保の必要性に着目）

- 経営資源へのアクセスの困難性は企業規模によって変化

2013年改正のポイント

1. 背景

- (1) 中小企業の約9割を占める小規模企業は、経営資源が脆弱なため、近年、企業数・雇用者数ともに大幅に減少している。
- (2) 他方、小規模企業は地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有している。
- (3) このため、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、施策を集中して講ずることが急務となっている。

2. 中小企業基本法の改正

- 中小企業基本法の「基本理念」に、小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定する。「施策の方針」にも、小規模企業の活性化を明記する。
また、中小企業施策として今日的に重要な事項として、①海外展開、②ITの活用、③事業承継の円滑化等を新たに規定する。
- 関係する個別法律において、小規模企業の範囲の弾力化を図る。

3. 小規模企業の活性化に資する施策の充実

- 資金調達円滑化のため、信用保証に対象に電子記録債権を追加する。
- ITを活用して、小規模企業等に対し、専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う者を国が認定し、(独)中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる。

(参考) 4. 小規模企業の定義

業種	定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

中小企業基本法の体系

第1章 総則

第2条 定義

中小企業者の範囲及び用語の定義
(小規模企業者を含む)

第3条 基本理念

- ① 中小企業の多様で活力ある成長発展
- ② 小規模企業の活力の最大限の発揮

第5条 基本方針

- ① 経営の革新及び創業の促進
- ② 中小企業の経営基盤の強化
- ③ 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
- ④ 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

第8条 小規模企業に対する中小企業施策の方針

- ① 小規模企業の持続的な事業活動と地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること
- ② 小規模企業の着実な成長発展を実現するための環境整備を図ること
- ③ 小規模企業の経営の発達改善と経営の状況に応じた必要な考慮を払うこと

第2章 基本的施策

第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

第12条 経営の革新の促進

第13条 創業の促進 (特に女性や青年の創業の促進)

第14条 創造的な事業活動の促進

第2節 中小企業の経営基盤の強化

第15条 経営資源の確保

第16条 海外における事業展開の促進

第17条 情報通信技術の活用の促進

第18条 交流・連携及び共同化の推進

第19条 産業の集積の活性化

第20条 商業の集積の活性化

第21条 労働に関する施策

第22条 取引の適正化

第23条 国等からの受注機会の増大

第3節 経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化

第24条

- ① 経済的社会的環境の変化に対する経営の安定及び事業の転換
- ② 中小企業者以外の者による利益の不当な侵害の防止
- ③ 連鎖倒産の防止
- ④ 再建・承継・廃業のための制度整備

第4節 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

第25条 資金の供給の円滑化

第26条 自己資本の充実

第3章 中小企業に関する行政組織

第4章 中小企業政策審議会

中小企業基本法における中小企業者・小規模企業者の定義の変遷

	1963年制定		1973年改正		1999年(現在)	
	業種分類	定義	業種分類	定義	業種分類	定義
中小企業者	工業、鉱業、運送業その他の業種	資本金 5千万円以下 又は従業員 300人以下	工業、鉱業、運送業その他の業種	資本金 <u>1億円</u> 以下 又は従業員 300人以下	<u>製造業、建設業、運輸業その他の業種</u>	資本金 <u>3億円</u> 以下 又は従業員 300人以下
	商業、サービス業	資本金 1千万円以下 又は従業員 50人以下	卸売業	資本金 <u>3千万円</u> 以下 又は従業員 <u>100人</u> 以下	卸売業	資本金 <u>1億円</u> 以下 又は従業員 100人以下
			<u>小売業、サービス業</u>	資本金 1千万円以下 又は従業員 50人以下	サービス業	資本金 <u>5千万円</u> 以下 又は従業員 100人以下
					<u>小売業</u>	資本金 <u>5千万円</u> 以下 又は従業員 50人以下
小規模企業者	製造業その他	従業員20人以下				
	商業、サービス業	従業員5人以下				

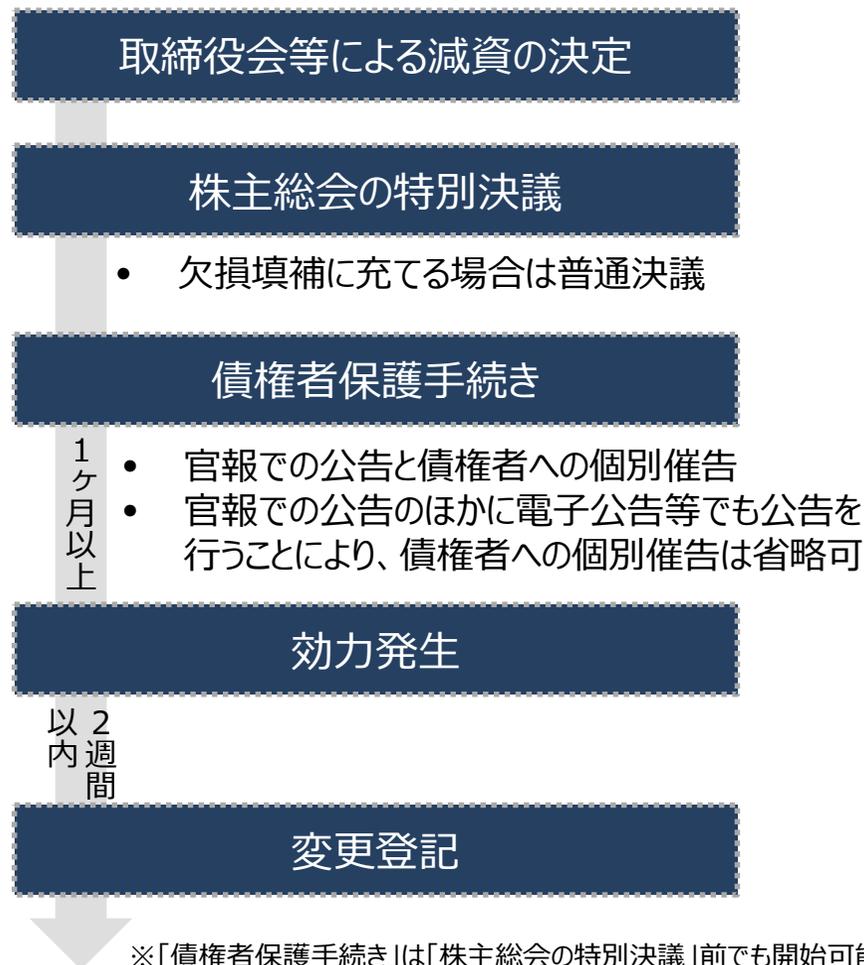
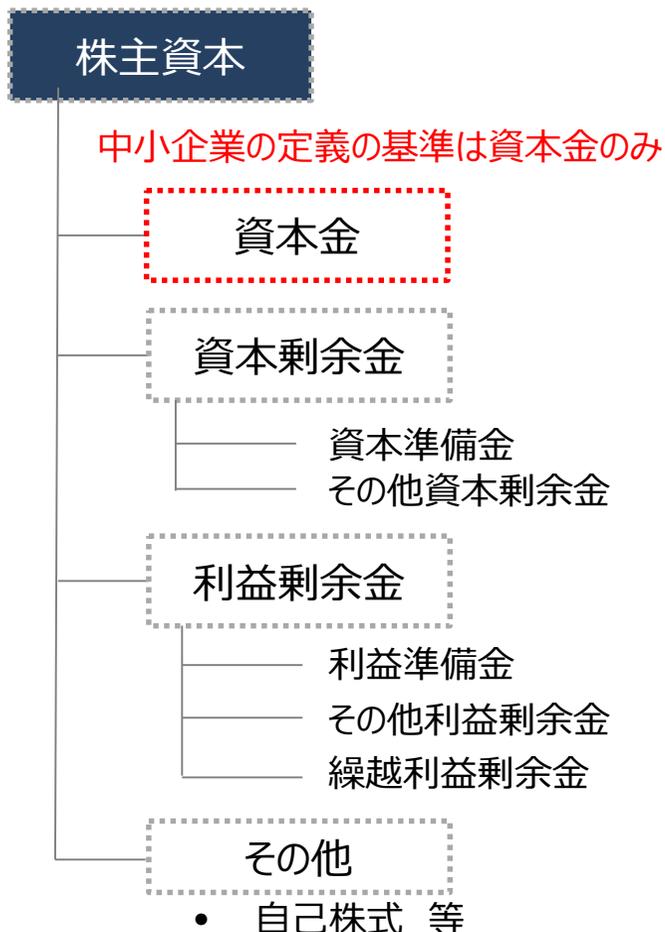
※下線は改正箇所

(参考) 資本金基準の範囲、減資プロセス

- 各種法律の中小企業の定義においては、株主資本のうち、資本金のみを基準としている。
- 資本金を減少するにあたっては、株主総会の特別決議や債権者保護手続きが必要となる。

資本金基準の範囲

減資プロセス



(参考) 減資に関する商法改正の経緯 (平成13年改正)

- 平成13年の改正において、株式の額面制度が廃止されたことにより、株式の消却や併合等の手続きをすることなく減資が可能となった。
- また、同改正において、減資差益の取扱いが変更され、減資差益を配当可能限度額に含めることが可能となった。

改正前

額面株式 の廃止

- 平成13年改正前までは「資本 \geq 株金総額(額面 \times 発行済額面株式総数)」が必要だったため、会社が額面株式を発行している場合に、資本減少によって資本の額が株金総額を下回る場合は、①額面金額を下げるか、又は②発行済株式数を減少させることが必要。

減資差益 の取扱い の変更

- 減資差益は資本準備金としなければならず、資本準備金としての配当制限の下、簡単に取り崩すことができない。

改正後

- ①額面金額を下げる、②発行済株式数を減少させる等の手続きを行わずとも減資が可能。

- 減資差額はその他資本剰余金として計上することとなり、配当可能限度額に含めることが可能。

減資の
柔軟性向上

4. M&Aを通じた成長

中小企業からの卒業とM&A

- 中小企業を「卒業」する企業は年300社程度、そのうち30%弱の企業は卒業前5年間に合併を経験している。
- また、「卒業」企業のうち合併を伴う卒業は10%程度。

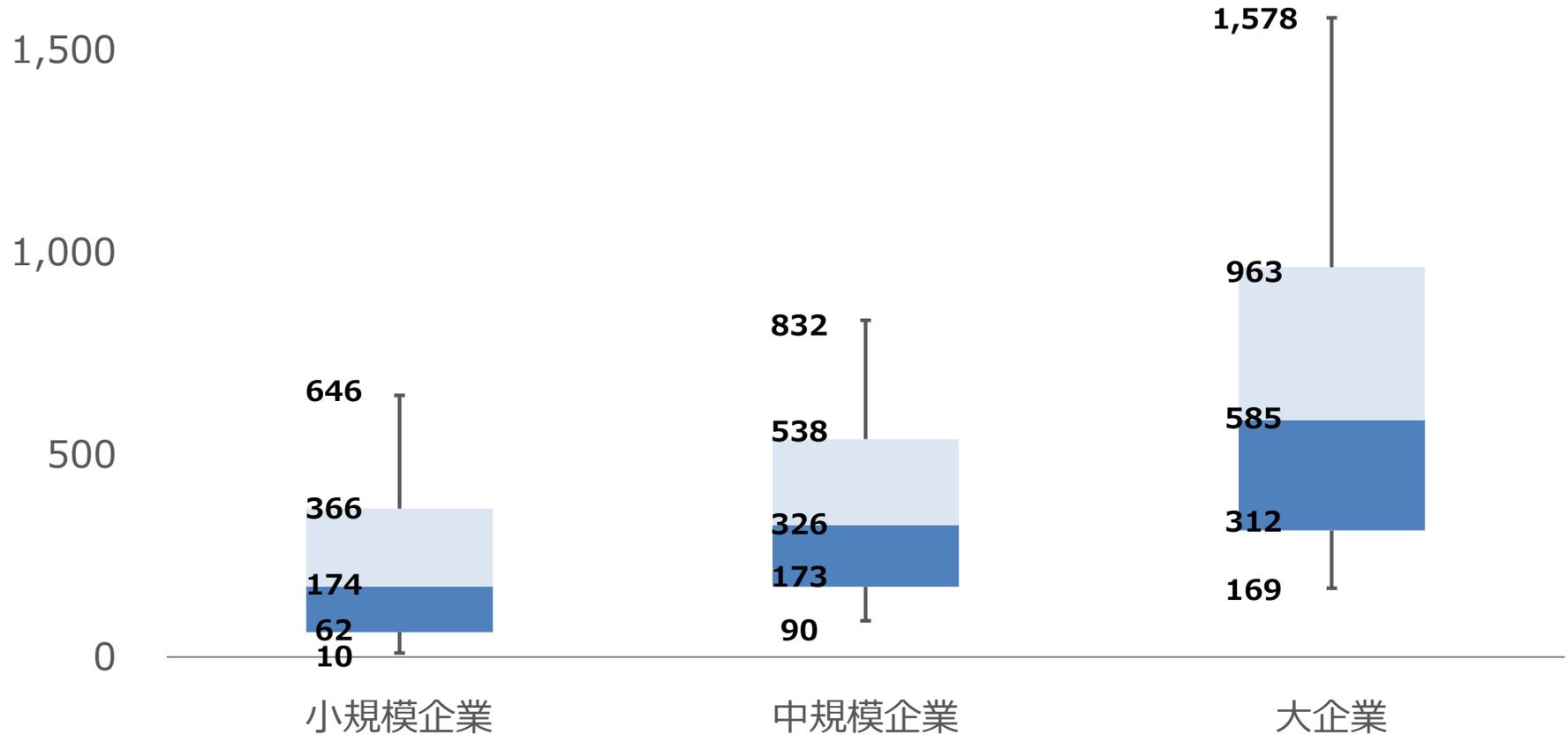
中小企業から「卒業」した企業の状況

	2011年	2012年	2013年
卒業企業数	300社	299社	279社
うち卒業年及び卒業前5年間に合併を経験したもの	83社 (27.7%)	80社 (26.8%)	67社 (24.0%)
うち卒業年に合併したもの	25社 (8.3%)	30社 (10.0%)	32社 (11.4%)

企業規模と労働生産性の関係

- 企業規模が大きいほど、労働生産性も高い傾向。

企業規模別に見た、労働生産性の分布（単位：万円）



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

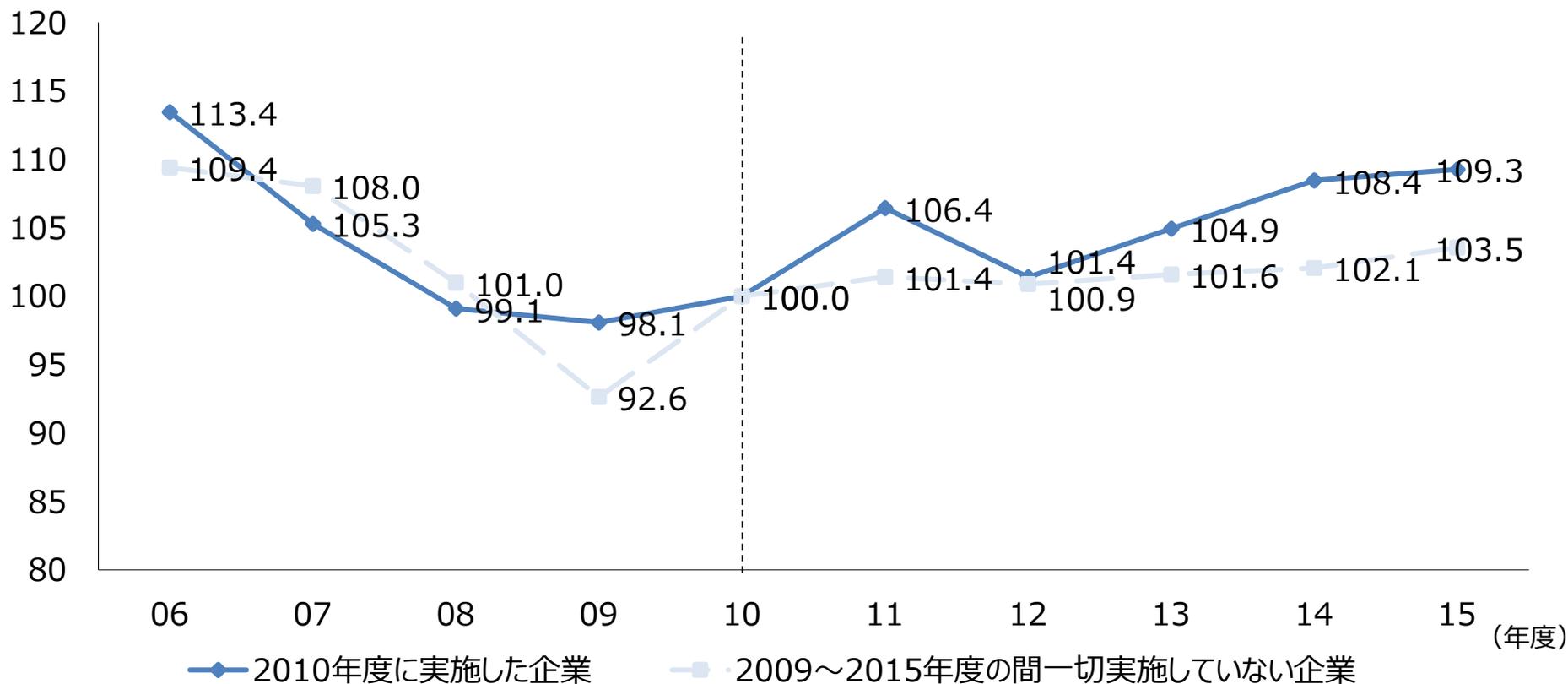
（注）企業の規模区分は中小企業基本法による（中規模企業は中小企業から小規模企業を除いたもの）。

また、数値は上から90パーセンタイル、75パーセンタイル、中央値、25パーセンタイル、10パーセンタイルの値となっている。

M&Aの効果

- M&Aを実施している企業の方が労働生産性を向上させている。

M&A実施企業と非実施企業の労働生産性（2010年度 = 100として指数化）



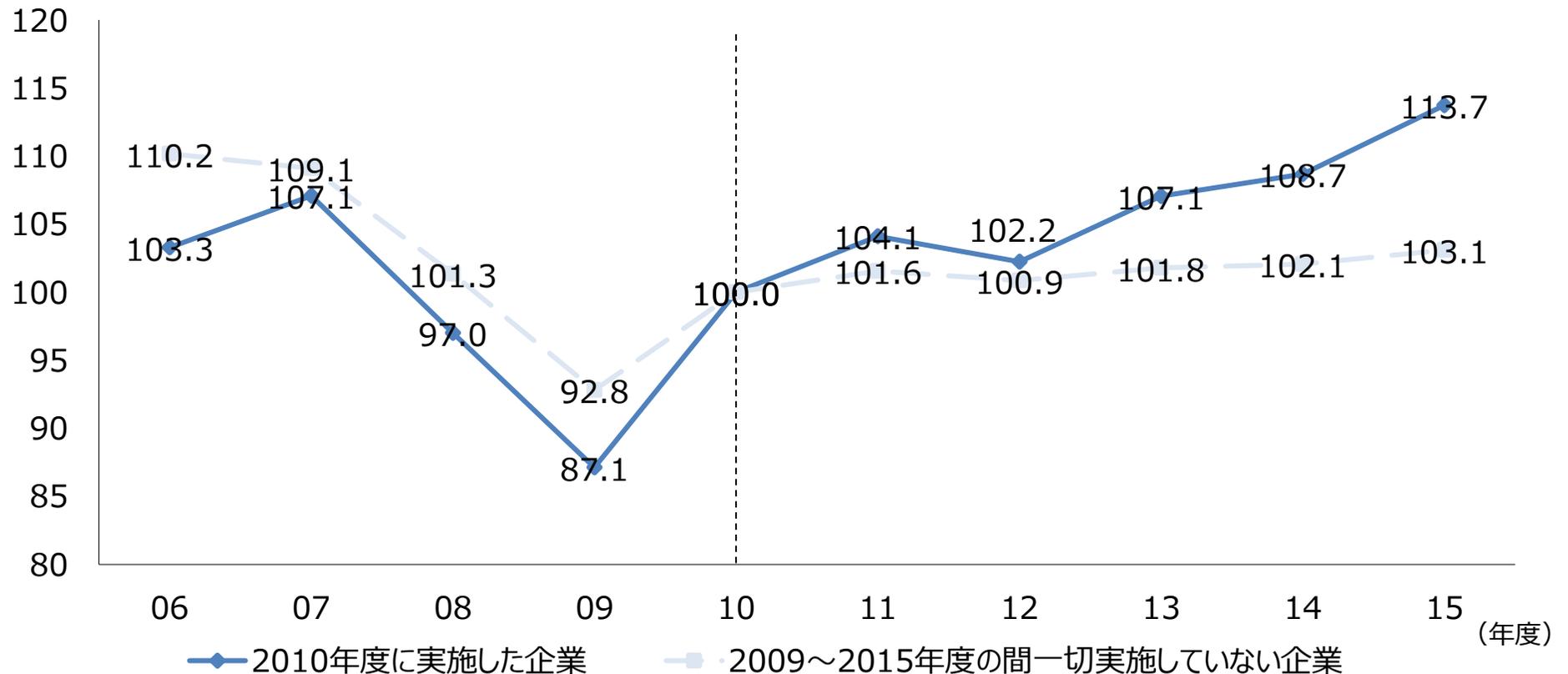
資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 中小企業のみを集計した結果。ここでいう企業再編行動とは、「事業譲受」、「吸収合併」、「買収による子会社増」をいう。

また、労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数で計算している。

(参考) M&Aの効果 (事業譲受の場合)

事業譲受実施企業と非実施企業の労働生産性 (2010年度 = 100として指数化)

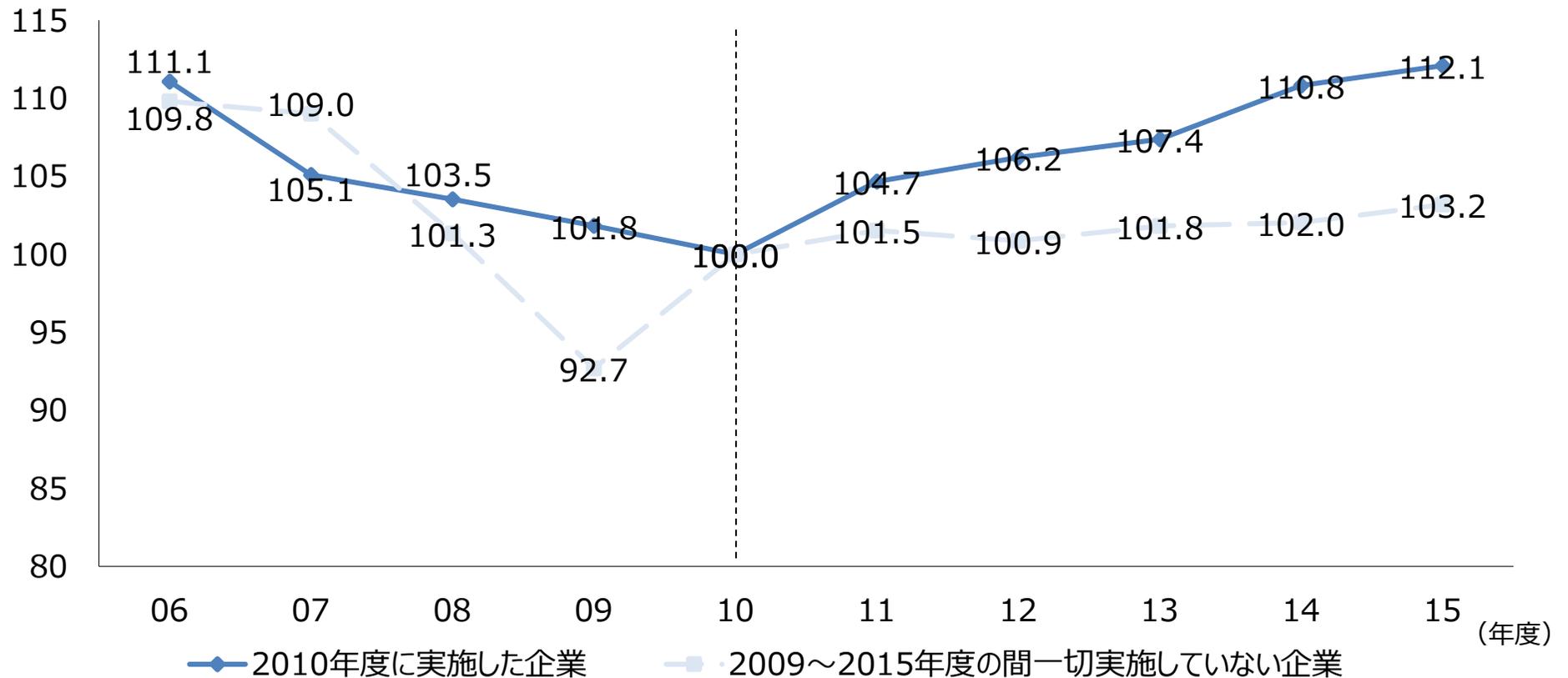


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 中小企業のみを集計した結果。また、労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数で計算している。

(参考) M&Aの効果 (吸収合併の場合)

吸収合併実施企業と非実施企業の労働生産性 (2010年度 = 100として指数化)

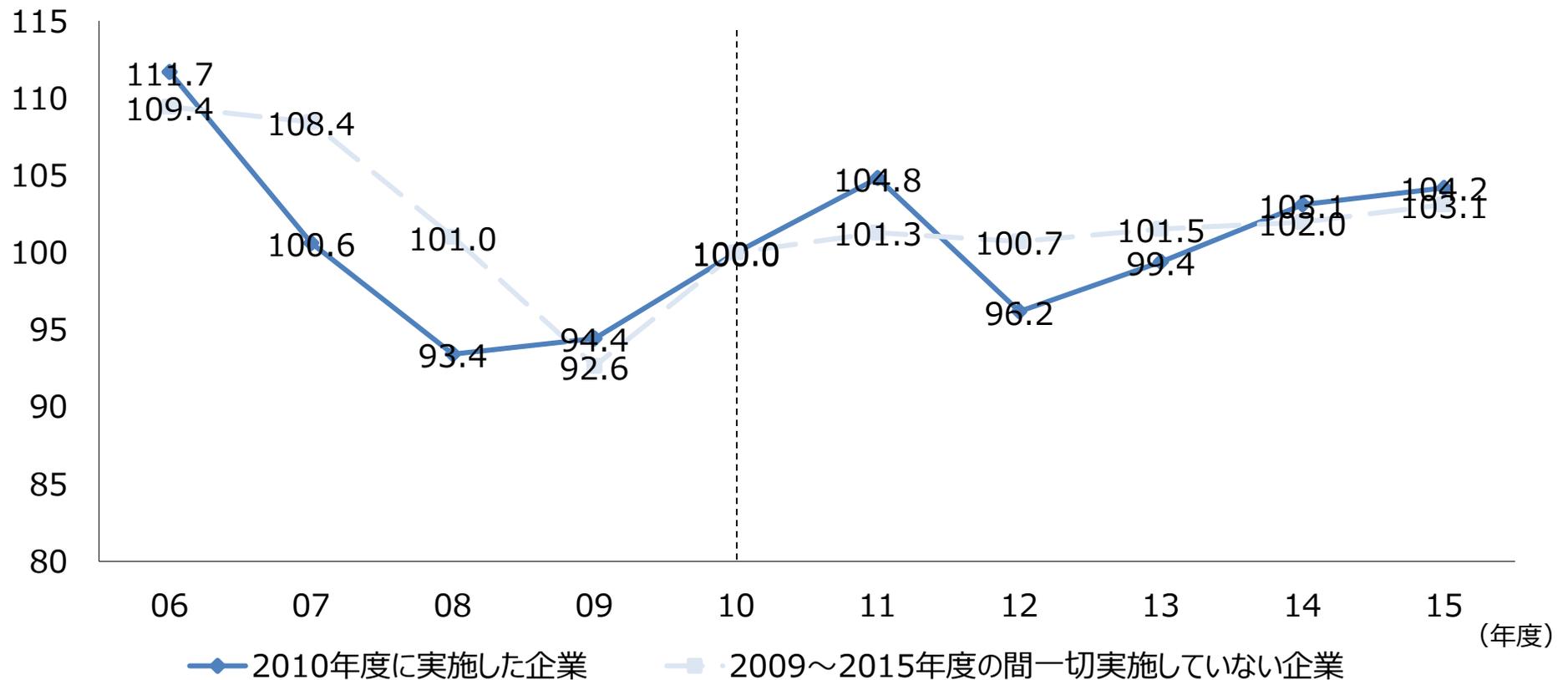


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 中小企業のみを集計した結果。また、労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数で計算している。

(参考) M&Aの効果 (買収による子会社増の場合)

買収による子会社増の有無別に見た労働生産性 (2010年度 = 100として指数化)



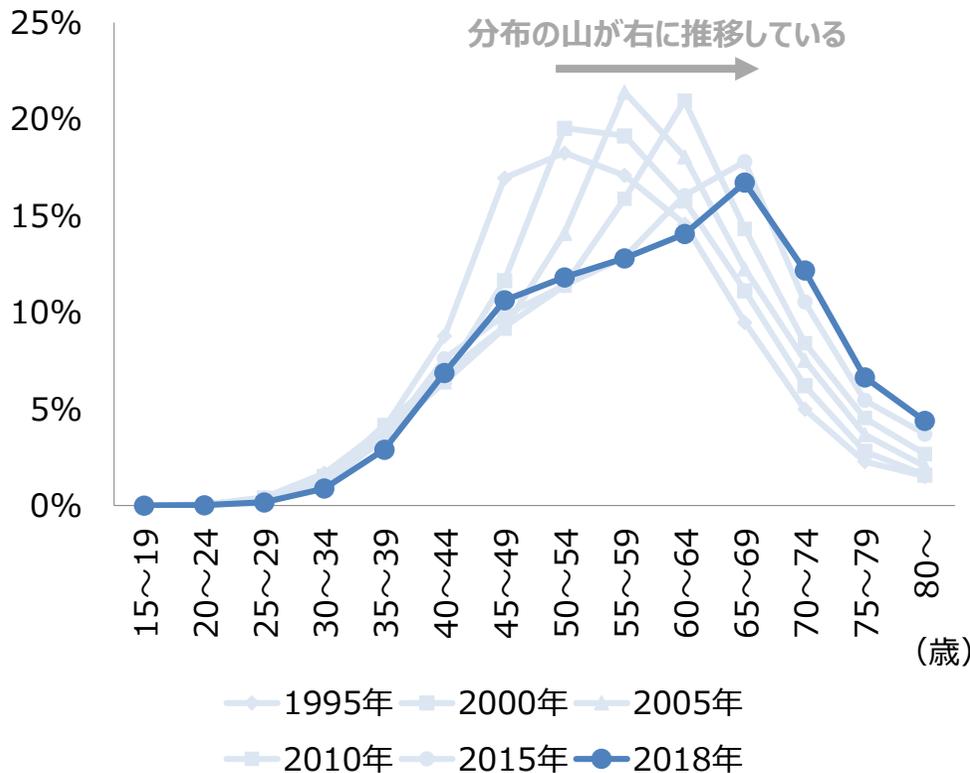
資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 中小企業のみを集計した結果。また、労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数で計算している。

事業承継・事業譲渡ニーズの高まり

- 経営者の高齢化やコロナ禍の経営への影響により、事業承継や事業譲渡のニーズは今後さらに高まる可能性あり。

中小企業の経営者年齢の分布の推移



資料：(株)帝国データバンク「COSMOS2 (企業概要ファイル)」再編加工

コロナ禍における中小M&Aの動向 (売り手側)

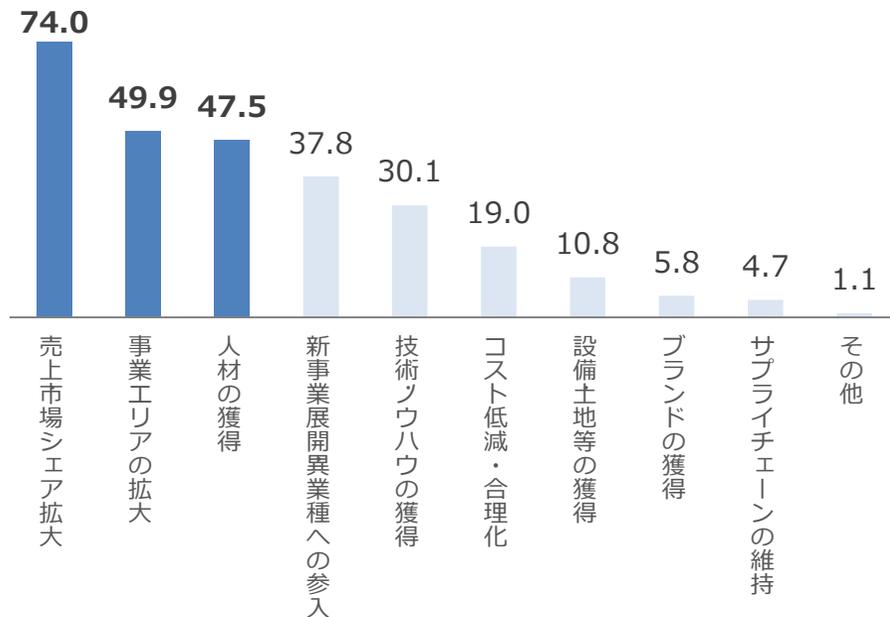
ヒアリング先	コメント
M&Aプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売り手企業の登録数 (2020年2-4月、昨年同期比) は増加。</u> ● <u>現状は足元の危機を乗り越えることに専念しているが、半年～1年程度で急激に譲渡数が増えることも予想される。</u>
コンサル会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 「この状況をいつまでも乗り切れるとは思えない、M&Aの検討をしたい。」という先を見据えた相談が増加している。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>譲渡側はコロナをきっかけにして具体的に動き出す (事業継続をあきらめる) ことが想定される。</u>

資料：M&A専門業者等に対するエキスパートインタビュー

企業の成長戦略としてのM&A

- 買い手側のM&Aの目的としては、企業の成長戦略として「**売上・市場シェア拡大**」、「**事業エリアの拡大**」、「**人材の獲得**」などを挙げる者が多い。
- コロナ禍により、M&Aの実行という面では**状況を見極めている者も多いが、買い手の買収意欲は依然として旺盛。**

買い手としてのM&Aの目的



資料：2018年版 中小企業白書

(注) 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

コロナ禍における中小M&Aの動向（買い手側）

ヒアリング先	コメント
M&A プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>3-4月だけで年商10億以上の買い手が300社以上登録。</u>
弁護士	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>コロナの先行き不安で自らの事業自体も厳しい経営状況となり断念したケースも。</u>
M&A アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>業績悪化企業を安価で取得できるのではないかと買収相談が増加、買収意欲は依然旺盛。</u>

資料：M&A専門業者等に対するエキスパートインタビュー

中堅企業、中小企業支援施策の比較

	補助金	金融支援
中堅企業も活用できるもの	<ul style="list-style-type: none">省エネ補助金研究開発関連補助金 (NEDO等執行)	<ul style="list-style-type: none">商工中金の融資 (危機対応融資を含む)中小企業基盤整備機構による債務保証 (50%保証)
中小企業が活用できるもの	<ul style="list-style-type: none">省エネ補助金研究開発関連補助金 (NEDO等執行)持続化補助金ものづくり補助金IT導入補助金サポイン事業	<ul style="list-style-type: none">商工中金の融資 (危機対応融資を含む)中小企業基盤整備機構による債務保証 (50%保証)信用保証協会による債務保証 (原則80%、危機時100%)日本公庫の融資投資育成株式会社の出資

等

等

等

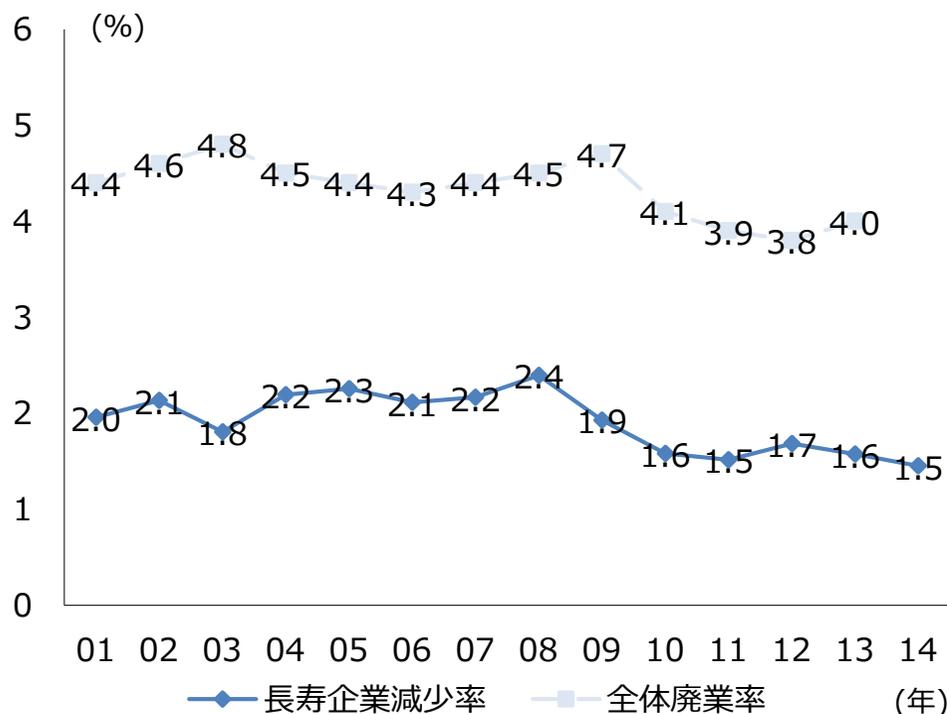
等

(参考) 長寿企業の成長性

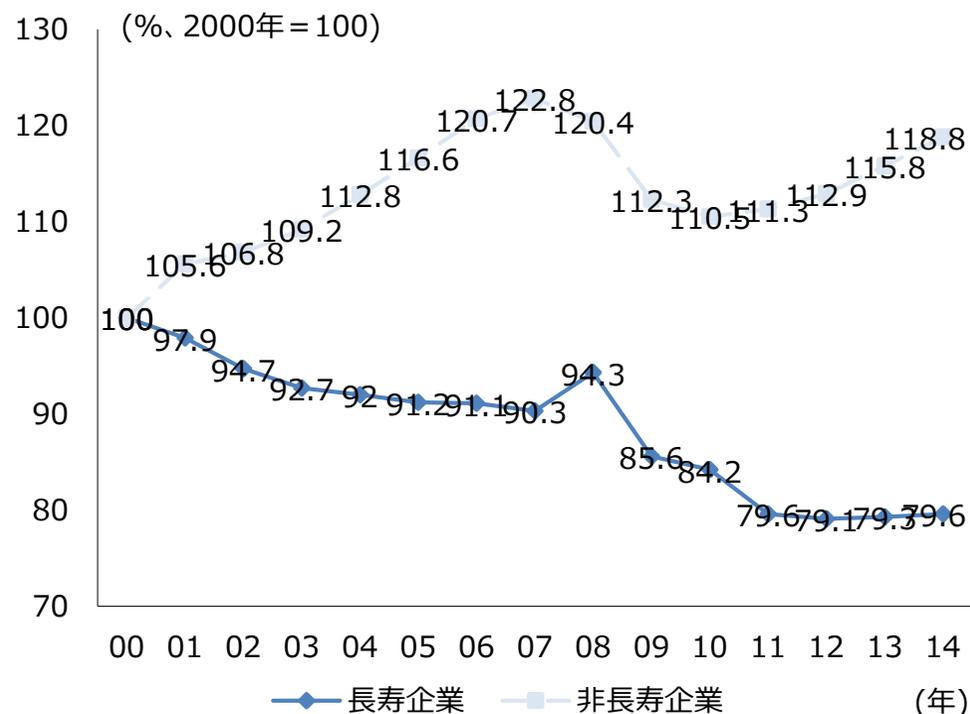
- 長寿企業※の特徴として、**長期間にわたり安定的に経営を行っているものの、売上高の伸びは小さい傾向が見られる。**

※ここでいう長寿企業とは、創業または設立100年以上の(中小)企業のこと。

廃業率と長寿企業減少率の比較



長寿企業と非長寿企業における売上高の推移



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」、(株)帝国データバンク「COSMOS2(企業概要ファイル)」再編加工
 (注) 長寿企業を2000年時点で創業100年以上を経過していた中小企業とし、比較を行っている。

5. ご議論頂きたい事項

ご議論頂きたい事項①

1. 中小企業への取引条件の「しわ寄せ」防止

- **現行の法規制では対応できない取引上の「しわ寄せ」を防止**する観点から、下請振興法の活用も含め、どのような対策があり得るか。

2. 多様な主体の中小企業政策上の位置づけ

- ① 中小企業政策の対象として、非課税事業を行う主体を除外するのも一案（例：ものづくり補助金の対象となるNPOの要件として、法人税法の収益事業を行っていること等を設定）であるが、一部の中小企業立法の支援対象には、**非営利かつ剰余金の分配ができないNPO、医療法人全般が含まれている**。
- ② **医業や農業を個人事業として行えば、中小企業政策の対象**となる。他方で、医療法人や農事組合法人形態の場合は、中小企業政策の対象外となるケースが多い。

※士業法人については、事業については、個人として行う各々の士の事業と同じであること、人格については、基本的な枠組みにおいては合名会社の規定の準用により法人格を得て、実質的に会社形態をとっていることから、中小企業基本法上の「会社」の範囲に含めることとしている。

ご議論頂きたい事項②

3. 中小企業・地域産業政策の考え方

- ① 1999年の基本法改正により、政策理念を「**大企業と中小企業との格差の是正**」から、「**多様で活力ある独立した中小企業の育成・支援**」に転換。
現行の政策理念は、前回のWGで委員からご指摘のあった「**これから伸びるであろう企業を支援すべき**」、「**伸びしろを考慮して、支援のターゲット層を設定すべき**」や、「**中小企業政策の新たなKPI**」（**中小企業全体の生産性向上、中堅企業に成長した企業数 等**）といった発想を包含しているか。
- ② 「**伸びしろ**」のある**企業群を画する指標**として、どのようなものが想定されるか。
- ③ 2013年改正で、「**小規模企業の活力の最大限の発揮**」を追加し、また、2014年に「**小規模企業振興基本法**」が制定され、小規模企業支援は充実。**地域コミュニティの持続的発展に向けた政策理念**をどのように構築すべきか。

4. M&Aを通じた成長

- ① M&Aを通じた**企業規模拡大や中堅企業への成長を進める上で、どのような阻害要因**があるか。
- ② M&Aなどによる**中小企業から中堅企業への成長をシームレスに支援**するに当たり、「**みなし中小企業**」以外にどのような支援策や制度改正が想定されるか。
また、単なる補助金支援ではない**中堅企業支援**として、どのようなもの（例：人材確保、資本調達、組織体制整備）が想定されるか。